

兵庫県内部管理基本方針

人口減少、少子高齢化など社会経済情勢が変化する中、質の高い行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、法令等を遵守し、適正な事務の管理及び執行を確保して、県民から信頼される県政を推進することが必要である。

このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項の規定により本方針を定め、法令等を遵守しつつ、行政目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価を行い、対応策を講じた上で、適正な事務の管理及び執行を確保する内部管理体制を整備し、その適正な運用に取り組むこととする。

1 内部管理の目的

(1) 事務の効率的・効果的な遂行

限られた人員で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応しながら、事務の管理及び執行を効率的・効果的に行う。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や施策の実施状況に関する報告等について、適正な手続による報告等の作成、適切な情報の管理・保存を行い、財務報告等の信頼性を確保する。

(3) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが法令等を遵守するとともに、自らの権限と責任を自覚し、事務の管理及び執行を行う。

(4) 資産の保全

県有財産等の資産の取得や売却等に関する事務手順を検証し、資産の適正な管理と利活用、処分等について、長期的な視点に立って、計画的に推進する。

2 対象事務

知事の担任する事務のうち、地方自治法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務とする。

3 適用範囲

行政組織規則（昭和36年規則第40号）に規定する本庁及び地方機関に該当する組織が行う事務とする。

4 評価対象期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする(評価基準日は、評価対象期間最終日の3月31日)。

5 推進体制

法令等を遵守しつつ、財務に関する事務上のリスクの識別及び評価を行い、対応策を講じた上で、適正な事務の管理及び執行を確保するため、内部管理の推進体制を構築する。

(1) 内部管理推進会議

内部管理の推進に係る重要事項等の決定のため、知事を議長とする内部管理推進会議を設置する。

(2) 内部管理総括責任者

内部管理の整備及び運用を推進する実務的な責任者として、内部管理総括責任者(財務部長)を置く。

(3) 内部管理財務担当責任者

財務に関する事務上のリスクの識別、評価及び対応並びに内部管理の評価の責任者として、内部管理財務担当責任者(会計管理者)を置く。

〈各部局等〉

(1) 内部管理責任者

本庁の各部及び出納局並びに県民局・県民センター(以下「各部局等」という。)における内部管理の整備及び運用を推進する実務的な責任者として、内部管理責任者(本庁は各部長等、地方機関は県民局長・県民センター長)を置く。

(2) 内部管理総括推進員

各部局等における内部管理の具体的な取組を推進するため、内部管理総括推進員(本庁は各部局の総務担当次長、地方機関は副局長・副センター長)を置く。

※内部管理総括責任者及び内部管理総括推進員で構成する内部管理推進委員会を設置

※取組を補佐する内部管理副総括推進員(各部局等の総務担当課長)を設置

(3) 内部管理推進員

各所属における内部管理の取組を推進するため、内部管理推進員(所属長)を置く。

(4) 職員

全ての職員は、財務に関する事務の根拠法令や業務マニュアル等の遵守、想定されるリスクを理解した上で、日々の業務に取り組む。

6 取組内容

内部管理に関する以下の取組により、財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保する。

(1) 内部管理の整備

全ての所属においてリスクの識別、評価及び対応を行うために、各部局等及び各職員の具体的な取組のよりどころとなる内部管理の推進要綱や実施要領等（マニュアル）を策定し、これらを実際の業務に適用する。

また、全庁的リスクや各所属におけるリスクの識別・分類を行うとともに、リスクの重要性を分析・評価し、必要なリスクに対して、リスク対応策を整備する。

(2) 内部管理の運用

業務遂行過程におけるリスク対応策を実施し、対応内容の点検及び不備があった場合の改善・是正を行い、各所属の着実な取組を推進する。

また、各所属の取組について、各所属の自己評価や独立的評価を実施し、取組の実効性を確保する。

(3) 内部管理評価報告書の作成

内部管理の整備状況及び運用状況の評価を行い、内部管理評価報告書を作成する。

(4) 内部管理の改善及び是正

内部管理の評価の過程で発見された内部管理の不備については、適時適切に改善及び是正を行う。

7 監査委員による内部管理評価報告書の審査等

内部管理の推進にあたっては、監査委員による内部管理評価報告書の審査・意見や、監査委員との意見交換等を通じて、より効果的な内部管理の整備及び運用を行う。

8 内部管理評価報告書の県議会への提出及び公表

監査委員の審査意見を付けた内部管理評価報告書を県議会に提出した上で、県民に広く公表する。

9 知事部局以外の取組

知事部局以外の行政委員会、公営企業等は、知事部局の取組を参考に、既存の会計事務の審査体制を活用して、リスクの識別・評価、対応等を推進することとする。

(参考) 内部管理推進体制イメージ

